

## 都道府県公害審査会の動き (令和2年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

### 1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
東京都 令和2年(調)第1号事件	工場からの騒音・低周波音・振動被害防止請求事件	R2.3.2
岐阜県 令和2年(調)第1号事件	運送会社からの騒音等被害防止請求事件	R2.2.25
静岡県 令和2年(調)第1号事件	茶工場からの粉じん被害防止請求事件	R2.3.16
大阪府 令和2年(調)第1号事件	ゴム製品製造工場からの振動被害防止請求事件	R2.1.29
広島県 令和2年(調)第1号事件	鉄鋼会社からの大気汚染被害防止請求事件	R2.1.14
福岡県 令和2年(調)第1号事件	浄水場宅地造成工事に係る振動損害賠償請求事件	R2.2.5
福岡県 令和2年(調)第2号事件	菓子工場からの騒音被害防止請求事件	R2.3.16
沖縄県 令和2年(調)第1号事件	近隣作業場からの騒音被害防止請求事件	R2.2.20
沖縄県 令和2年(調)第2号事件	建設会社からの騒音被害防止請求事件	R2.3.3

## 2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
北海道 平成30年(調) 第2号事件  [水産加工品製造 会社からの大気 汚染被害防止請 求事件]	北海道 住民1人	水産加工 品製造会 社	平成30年10月11日受付  被申請人の事業場における重油の使用により、黒煙と黒い煤が発生し、申請人宅の屋根や壁などが汚れ、長年のうちに腐食が発生している。よって、被申請人は重油を燃料としているが、これをプロパンガスに変更すること。	令和2年2月3日 調停申請取下げ  申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
神奈川県 令和元年(調) 第1号事件  [マンション建設 工事禁止等請求 事件]	神奈川県 住民9人	不動産会 社 建設会社 神奈川県 (代表者 知事)	令和元年5月17日受付  本件マンション建設に伴い想定される土壤汚染の拡散や騒音、振動、粉塵及び風砂塩害、地盤沈下、眺望侵害の被害は社会通念上の受忍限度を超えており、しかも、本件事業者被申請人B社及び被申請人C社は、それらの被害について十分な説明も申請人への誠実な協議も行わず、被害を回避すべき対策も講じていないことから、本件被害が生じるおそれのある地域周辺で長年享受されてきた海と緑に囲まれた良好な生活環境を大きく損なうことが考えられる。よって、(1)被申請人B社及び被申請人C社はマンション建設予定地においてマンションの建設工事及びそれに付随する造成、掘削工事をしてはならない、(2)被申請人B社及び被申請人C社は上記事業活動が行われる場所において、土壤汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染の詳細調査を行い、その結果を速やかに公開し、土壤汚染被害が申請人を含む周辺住民に及ぶおそれのない土壤汚染対策を行わなくてはならない、(3)被申請人B社及び被申請人C社は上	令和2年2月28日 調停打ち切り  調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>記事業活動につき、申請人にマンションの建設による騒音、振動、粉塵及び風、砂、塩害、地盤沈下、眺望侵害等の被害が及ばないように、計画を変更しなければならない、(4)被申請人神奈川県知事は上記の請求事項が行われるよう、被申請人B社及び被申請人C社を監督指導しなければならない。</p>	
<p>岐阜県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[ゴム製品製造工場からの騒音等被害防止請求事件]</p>	<p>岐阜県 住民1人</p>	<p>ゴム製品等製造会社</p>	<p>平成30年8月8日受付</p> <p>被申請人は、工場建設以降現在に至るまで、悪臭、騒音、振動を出し続けている。騒音、振動により不眠症を発症し、10年来にわたって睡眠薬の服用を余儀なくさせられており、またこの騒音と悪臭により、申請人所有の不動産の価値が毀損されている。よって、(1)被申請人は、当工場が排出する悪臭を止めること、(2)被申請人は、当工場が出す騒音、振動を受忍限度内に収めること、(3)被申請人は、当工場の深夜の操業を止めること（現在は24時間操業であり、深夜の振動音は極めて不快）、(4)現在の日曜日だけの休業に土曜日、祭日も加えること、(5)被申請人は、申請人に対し慰謝料（50年の長きにわたって与え続けた苦痛相当分）を支払うこと、(6)被申請人は、申請人に対し申請人の所有不動産の毀損分を支払うこと、(7)被申請人は、申請人宅の環境が受忍限度内におさまるまで、毎月迷惑料を支払うこと。</p>	<p>令和2年3月23日 調停成立</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
三重県 令和元年(調) 第1号事件  [金属加工工場からの騒音・振動問題調整事件]	金属加工会社	三重県 住民1人	令和元年12月3日受付  被申請人から、申請人工場において稼働しているプレス機からの振動及び騒音により被害を受けているといった苦情が寄せられている。これまで、被申請人からの苦情について、当事者間で話し合いを行ってきたが、調停による解決を図りたい。よって、申請人と被申請人との間の紛争を調整する。	令和2年2月13日 調停打ち切り  調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
京都府 令和元年(調)第 2号事件  [近隣店舗からの悪臭被害防止請求事件]	京都府 住民1人	京都府 住民1人	令和元年7月9日受付  被申請人の飲食店店舗はC通りに面する7階建てマンションの1階にあり、その調理場からの排気は道路に面した排気口から排出され、その臭気が店舗前面及び上に向けて拡散している。また、時には、店舗前で顧客らが喫煙することがあり、そのタバコ臭も拡散している。なお、この排気は店舗の奥にある二箇所の調理場から天井に配管されたダクトを通じて排出されているものであるが、何らの防臭、脱臭装置も設置されていない。申請人は、住宅地にある分譲マンションの区分所有者であり、平成22年5月から同室に居住している。被申請人は、平成29年3月から飲食店を開業したが、以来、被申請人の店舗からの調理の臭いに苦しみ、道路に面したベランダに出ることは出来ず、また、開口部を開けること、洗濯ものを干すことも出来ず、また調理臭は換気口から部屋にも侵入し、当初は我慢していた。しかし、平成30年11月頃からは、不眠・緊張が続くことで日常生活にも支障を来	令和2年3月24日 調停成立  調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			すようになっており、医師からはその症状の原因は臭いによる環境因である可能性が高いと言われている。よって、被申請人の店舗の調理場から排出される煙、臭いについて店舗の前面からの排出を変更するか、強力な防臭・脱臭装置の設置することを求める。	
京都府 令和元年(調) 第3号事件  [グラウンドからの騒音被害防止請求事件]	京都府 住民1人	京都府 (代表者 知事)	令和元年7月12日受付  B高校野球部員の声やバッティング音等がうるさくて、窓が開けられない、家で勉強や読書をする事ができない、頭が痛くなる等、生活に支障を生じている。よって、(1)B高校グラウンド南東のバッティング練習用のゲージをグラウンド北側に移動すること、(2)B高校グラウンドに防音設備をつけること、(3)B高校グラウンド東側の野球部の練習をグラウンドの北側で行うようにすること、(4)申請人の室内で練習の声/音が聞こえないようにすること、(5)B高校長は責任を持って部下及び生徒の指導と管理をすること。	令和2年2月19日 調停打切り  調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 令和元年(調) 第1号事件  [水産物加工工場騒音等被害防止請求事件]	大阪府 住民1人	水産物加工会社2社	令和元年5月17日受付  申請人は約3年前から、認知症の実母らを支援するため、被害発生地域に所在する実家に週の半分程度寝泊まりをしているが、被申請人らが深夜に発生させる作業音等に悩まされている。これまで直接、苦情を申し出たり、市役所に指導を求めてきたが、騒音が改善されない。よって、被申請人らは、(1)申請人が平穏な社会生活が営めるように防音設備を設置する等の対策を講じなければならない、(2)騒音を伴う作業については午前10	令和2年2月17日 調停打切り  調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			時から午後8時までとし、付近住民の睡眠を妨げるようなことがあってはならない。	
大阪府 令和元年(調) 第5号事件  [金属加工工場騒音被害防止請求事件]	大阪府 住民2人	金属加工 会社	令和元年10月8日受付  被申請人は平成27年1月頃から上記住所で設備製造を営んでいるが、ハンマー、グラインダー等の工具や門型クレーン等による騒音が酷く、申請人らは窓を開けることができないなどの被害を受けている。申請人らはこれまで、直接被申請人会社に対策を講じるよう要望したり、市役所も含めた三者で申請人ら住居の防音対策工事について話し合いを行うなどしてきたが、合意には至らなかった。よって、被申請人は(1)騒音について規制基準内にするよう防音対策を講じなければならない、(2)作業時間を午前8時から午後6時までとし、休日に騒音が発生する作業をしてはならない、(3)これらの措置を講じない場合は、申請人宅において既に実施した防音対策工事の費用を負担しなければならない。	令和2年2月26日 調停申請取下げ  申請人は、都合により、調停申請を取下げたため、本件は終結した。
兵庫県 令和元年(調) 第2号事件  [マンション建設工事に係る大気汚染損害賠償請求事件]	兵庫県 住民2人	建設会社	令和元年9月2日受付  新築マンション建設工事に伴って、化学物質が舞うことにより、化学物質過敏症の症状が悪化しないよう、自宅から一時退避する必要がある。よって、新築マンション建設工事に伴う大気汚染公害に対する安全確保のための金銭的補償420万円の支払を求める。	令和2年2月28日 調停打ち切り  調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
島根県 令和元年(調)第 1号事件  [太陽光発電所騒音被害防止請求事件]	島根県 住民1人	太陽光発電所の設計・建設工事・施工管理会社	令和元年6月13日受付  被申請人B社は、Cメガソーラーを営んでおり、そこから発生する騒音により、申請人は、心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人B社は、(1)Cメガソーラー発電所から発生する騒音を低減させること、(2)申請人に事前説明の上、申請人の住宅周辺及びCメガソーラー太陽光発電所周辺にて計量証明機関による騒音調査を実施すること、(3)(2)の結果に基づき、周辺に対する騒音の影響を再評価すること、(4)(3)の結果に基づき、騒音を低減する措置を行うこと、(5)(4)の措置を実施する前に申請人に対して丁寧に説明し、了解を得ること、(6)騒音の低減措置が十分でない場合、夜間、変圧器への通電を停止させる等の抜本的な措置を取ること。	令和2年2月25日調停打ち切り  調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大分県 令和元年(調)第 1号事件  [コインランドリーからの騒音等被害防止請求事件]	大分県 住民2人	コインランドリー経営会社	令和元年8月22日受付  申請人らは、申請人らの住所地の道路を隔てて向かい側にある被申請人B社が運営するコインランドリーの稼働によって発生する騒音及び悪臭により、不眠症・精神的不安定となった。よって、コインランドリーの稼働によって発生する騒音及び悪臭について、仮に騒音と悪臭が法律違反であれば、被申請人B社が費用を負担して騒音防止、悪臭防止措置を講じてほしいが、法律違反でなければ、費用は申請人らが負担し、双方が納得した施工方法で、騒音防止及び悪臭防止の措置を講じさせてほしい。	令和2年3月9日調停打ち切り  調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和2年1月1日から令和2年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。